

## 松江市タクシー利用料助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松江市タクシー利用料助成事業（重度身体障がい者、重度知的障がい者及び重度精神障がい者が、通院等のためタクシーを利用するときの料金の一部を助成することをいう。以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、もって在宅の障がい者の経済的負担を軽減し、その福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 事業により助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 松江市内に住民票を有すること（別表に定める施設等に入所、入居又は入院している者を除く。）。ただし、退院のために事業を利用することで在宅になる場合にあっては、この限りでない。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級若しくは2級であること。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知別紙）に基づき療育手帳の交付を受け、その障がいの程度が重度（A）であること。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級であること。

(3) 第6条各号に掲げる目的のための交通手段としてタクシーを利用する必要があること。

(4) 松江市移送タクシー事業実施要綱（平成17年松江市告示第200号。以下「高齢者タクシー要綱」という。）に基づく事業（以下「高齢者タクシー事業」という。）を利用していないこと。ただし、事業の利用決定と同時に高齢者タクシー事業の利用をやめる場合にあっては、この限りでない。

### (助成の申請)

第3条 事業を利用しようとする者は、松江市福祉タクシー利用券交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、かつ、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障がい者手帳」という。）を提示するものとする。

### (利用券の交付)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を速やかに審査し、第2条に規定する対象者の要件を全て満たすと認めたときは、事業の利用を決定し、松江市福祉タクシー利用券（様式第2号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。また、併せて、前条の規定により提示を受けた対象者の障がい者手帳に交付の旨を記載するものとする。

2 前項の規定により交付する利用券は1月当たり6枚とし、事業の利用を決定した日の属する月から当該年度分を一括交付するものとする。

3 第2条に定める対象者が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号における障害程度等級の1級に該当するじん臓機能障害を有し、かつ、人工透析のために週2回以上の医療機関への通院を余儀なくされているときは、次の各号に掲げる通院の頻度の区分に応じ、事業の利用を決定した日の属する月から起算した当該年度の残り月数に当該各号に定める枚数を乗じた枚数の利用券を、前項に定める利用券の枚数に追加して交付するものとする。

(1) 週2回の通院 1月当たり2枚

(2) 週3回以上の通院 1月当たり6枚

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、前条に規定する申請書に通院証明書（様式第3号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（利用券の有効期間等）

第5条 利用券は利用券に記載された利用期限内でのみ使用できるものとする。

（利用券を使用できる場合）

第6条 利用券は、市と契約を締結したタクシー事業者（以下「契約事業者」という。）所有のタクシーを、次に掲げる目的のために利用するときに限り使用することができる。

(1) 医療機関への通院（リハビリのための通院を含む。）又は入退院

(2) 市役所その他の行政機関及び障がい者団体事務局への移動

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める目的

（利用目的の特例）

第7条 市長は、前条の規定にかかわらず、利用目的を定めない利用券を交付することができる。

2 前項に規定する利用目的を定めない利用券の交付を受けることができる者は、心身の障がいがあることによる地方税法に規定する自動車税又は軽自動車税の減免を受けておらず、かつ、障がい者等優待ICOCA制度を利用していないものとする。

3 第1項により交付する利用券は、年度あたり最大12枚とし、第4条第2項の規定により交付する同数の利用券に代えて交付するものとする。

(利用券の使用方法)

第 8 条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、1 回の乗車につき 1 枚の利用券を使用することができる。

(助成)

第 9 条 利用券 1 枚当たりの助成額は、500 円とする。ただし、乗車料金が 500 円に満たない場合は、乗車料金の全額を助成額とする。

- 2 利用者は、契約事業者が運行するタクシーを利用するときに、当該タクシーの運転手に障がい者手帳を提示するとともに利用券 1 枚を渡し、乗車料金と助成額の差額を支払うことにより、この事業による助成を受けるものとする。
- 3 市長は、契約事業者の請求により、前項の助成相当分について負担するものとする。

(利用券の再交付)

第 10 条 第 4 条の規定により交付した利用券は、これを紛失したとき、又は盗難のときにおいても、再交付はしないものとする。ただし、利用券を破損し、又は汚損したときは、この限りでない。

(利用券の返還)

- 第 11 条 利用者が死亡し、又は第 2 条に規定する要件を満たさなくなったときは、当該利用者に係る利用券を返還し、かつ、当該利用者の障がい者手帳を提示しなければならない。
- 2 市長は、前項の返還を受けた場合は、当該返還が利用者の死亡によるものであるときを除き、当該利用者の障がい者手帳にその旨を記載するものとする。

(不正行為に対する措置)

第 12 条 市長は、利用券の交付を受けた者が次のいずれかに該当したときは、交付した利用券を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用券の交付を受けた場合
  - (2) 交付された利用券を第三者に売却又は譲渡した場合
  - (3) その他利用券を不正に使用した場合
- 2 市長は、前項の行為があったと認めたときは、その者に助成した利用料金の全部又は一部を返還させることができる。

(利用者の便宜の確保)

第 13 条 市長は、市内及び近隣市町村に営業所を有するタクシー事業者に本事業の主旨を説明するとともに、契約を依頼し、契約事業者を確保することにより、利用者の便宜を図るものとする。

(高齢者タクシー事業との利用調整)

第 14 条 現に高齢者タクシー事業の利用者である者（以下「調整対象者」という。）が事業の利用決定と同時に高齢者タクシー事業の利用をやめることを条件に事業を利用しようとする場合にあっては、第 3 条の規定により提出する申請書にその旨を記載しなければならない。

2 市長は、調整対象者に対して利用券の交付を行うに当たっては、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる高齢者タクシー要綱第 11 条第 3 項の規定により返還された利用券（以下この項において「返還利用券」という。）の枚数の区分に応じ、当該各号に定める枚数の利用券を一括交付するものとする。

(1) 返還利用券の枚数が第 4 条第 2 項に規定する利用券の枚数以下である場合 返還利用券の枚数と同数

(2) 返還利用券の枚数が第 4 条第 2 項に規定する利用券の枚数を超える場合 第 4 条第 2 項に規定する利用券の枚数

3 調整対象者が第 4 条第 3 項の規定の適用を受ける場合は、同項に規定する枚数の利用券を、前項に定める利用券の枚数に追加して交付するものとする。この場合において、前項に定める利用券の枚数が零であるときは、第 4 条第 3 項に規定する枚数の利用券のみを交付するものとする。

4 調整対象者が事業の利用決定を受けたときは、利用決定の日を事業の利用開始日とする。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

障害児入所施設

乳児院・児童養護施設

障害者支援施設

病院又は診療所（介護療養型医療施設や介護老人保健施設を含む）

介護医療院

救護施設・更生施設

養護老人ホーム

特別養護老人ホーム

## 松江市福祉タクシー利用券交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

タクシーで通院等を行う必要があるため、松江市福祉タクシー利用券の交付を申請します。

下記申請内容に相違ありません。かつ、申請内容について市が調査することに同意します。

|                    |                             |                                                                   |                        |
|--------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 申請者<br>(対象者)       | 住 所                         | 〒 〇〇〇〇<br>松江市                                                     |                        |
|                    |                             | (電話： 〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇)                                               |                        |
|                    |                             | 施設入所                                                              | していない ・ している (施設名 〇〇〇) |
|                    | 医療機関<br>への入院                | していない ・ している (退院予定 〇〇 年 〇 月 〇 日)                                  |                        |
|                    |                             |                                                                   |                        |
|                    | ふりがな<br>氏 名                 | 生年月日<br>明治・大正・昭和・平成<br>〇〇 年 〇 月 〇 日                               |                        |
|                    |                             |                                                                   |                        |
| 手帳番号               | 身体                          | 島根県<br>松江市 ( 〇〇 ) 号 (1 級・2 級)<br>障害内容【視覚・聴覚平衡・音言そ・肢体・内部 (じん・その他)】 |                        |
|                    | 療育                          | 島根<br>東部 ( 〇〇 ) 号                                                 |                        |
|                    | 精神                          | 〇〇 号                                                              |                        |
| 高齢者移送タクシ<br>ー事業の利用 | していない ・ しているが、本事業の利用決定時にやめる |                                                                   |                        |

以下のどちらの制度も利用していない場合は、交付枚数のうち最大 12 枚を利用用途の制限がない  
利用券として交付することができます。

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 自動車税の減免                | 受けていない ・ 受けている |
| 松江市障がい者等<br>バス優待 ICOCA | 持っていない ・ 持っている |

(注) 医療機関による人工透析のため週 2 回以上通院が必要な方には、その**証明書**（様式第 3 号）を  
出していただくことにより、下記の枚数の利用券を追加して交付します。

- ・ 週 2 回の通院のとき 1 月当たり 2 枚（合計 8 枚）
- ・ 週 3 回以上の通院のとき 1 月当たり 6 枚（合計 12 枚）

（市・受付記入欄）

| タクシー券番号 | 用途制限なし<br>券番号 |           | 備 考 |
|---------|---------------|-----------|-----|
|         | (枚数: 〇 枚)     | 1 冊目      |     |
|         |               | 2 冊目      |     |
|         |               | 1 冊・2 冊同時 |     |

表面

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 松江市福祉タクシー利用券               |     |
| 500 円割引                    | No. |
| 1 回の乗車につき 1 枚のみ利用することができます |     |
| 利用期限 年 月 日～ 年 月 日          |     |
| 利用者氏名                      |     |

裏面

|             |  |
|-------------|--|
| ＜タクシー会社記入欄＞ |  |
| 会社名         |  |
| 乗車年月日       |  |
| 乗降場所        |  |

通 院 証 明 書

（住所）松江市 .

（氏名） .

上記の方が、人工透析のために当院に週 回通院していることを  
証明します。

\*なお、当院では受診時の送迎を（行っています・行っていません。）  
行っている場合、送迎にかかる受診者負担金 円（1 回当たり・1 月当たり）

年 月 日

（医療機関）

所 在 地

名 称

医 師 名

